



令和4年度

須田小学校だより 令和4年12月16日(金)

須田小学校は、創立150周年を迎えました。



須田っ子 第23号

学校教育目標「進んで心やからだをすこやかにする子」SA・SU・GA・DA

自転車は軽車両(車の仲間)です

校長

先日、須田小学校の子供たちの自転車の乗り方について指導をしました。

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯 ④道路を走るときは一列 ⑤傘差し運転は禁止 などです。

自転車は便利で手軽なので、歩行しているときと同じ感覚になってしまいがちですが、自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており、「車の仲間」です。

だから、事故を起こせば、次のようなことが起こることもあります。

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。→賠償金額9,521万円

新潟県では、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。(令和4年4月1日施行)

条例には、次のことが定められています。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、自転車が車両(法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)であることを認識し、法その他の関係法令を遵守するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する技能及び知識を習得させるよう努めるものとする。

(自転車の点検及び整備)

第14条 自転車利用者は、その利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第17条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

※自転車損害賠償責任保険等への加入については、令和4年10月1日から施行されています。

雪が降ってきたので、自転車に乗る機会はなくなると思いますが、今のうちに条例について理解を深め、自転車の乗り方についてもう一度ご家庭で確認するとともに、保険等を見直しておくことが必要だと思います。

11/28 (月) 3年生 「バランスよく食べるには？」

3年生が、先生から、食育について学びました。「バランスよく食べるにはどうすればよいか」について考えました。「おかずと三角食べて食べる」「いろいろと食べる」などが出されました。



11/29 (火) 4, 5, 6年生 クラブ最終

クラブ活動が今年度最終となりました。各クラブ最後の活動を楽しんでいました。新型コロナウイルスの関係で、密を避けるため、3年生は、オンラインでクラブを見学しました。



将棋・オセロクラブ

音楽・ダンスクラブ

スポーツクラブ

理科クラブ

12/2 (金) 2年生 あそびランドへようこそ

2年生が、生活科の時間に、ペットボトルなどを活用して作ったおもちゃを使って、あそびランドに、1年生を招待しました。1年生は、2年生の説明をよく聞いて、楽しく遊んでいました。



12月6日(火)に、校内読書週間の取組として、お楽しみ読み聞かせを行いました。先生たちは、それぞれの味を出して、子供たちに本を読んでいました。

